
2024 年度第 2 回

企画調査員（ボランティア事業）

募集要項

独立行政法人 国際協力機構
青年海外協力隊事務局

はじめに

独立行政法人 国際協力機構(Japan International Cooperation Agency: JICA)では、現在 71カ国に 153 名（2024 年 11 月末現在）の企画調査員（ボランティア事業）が赴任し、JICA 海外協力隊の案件形成や活動支援、安全対策など、広範かつ多岐にわたる業務を担っています。中でも重要な業務として、それぞれの赴任国の開発課題に貢献するための計画策定や、個々の JICA 海外協力隊員（以下、隊員）の活動支援を通じた事業のモニタリング等を実施することが期待されます。したがって、企画調査員（ボランティア事業）にはこのような業務に対応するための俯瞰的な視野やマネジメント能力が求められます。

同時に、隊員と直に接しながら、良き相談相手となって個々の隊員の活動を支援することも企画調査員（ボランティア事業）の重要な業務として期待されます。隊員の置かれている状況（文化の違いや人間関係、開発途上国での生活環境への適応、活動が上手く進まないことなど）を的確に把握し、時に助言し、時に暖かく見守るような、優れたコミュニケーション能力や、適切なコーチングが求められます。

JICA では、広く一般の方からこの企画調査員（ボランティア事業）を募集しています。開発途上国に対する開発協力事業に対し高い関心と情熱を持ち、隊員の活動を支え、相手国関係者と信頼関係を築く意欲と能力を有する方であれば、JICA での隊員経験・業務経験は問いません。

なお、従来企画調査員と JICA は業務委託契約を締結していましたが、対象国における人間の安全保障と質の高い成長の実現に向けた業務実施体制強化の一環として、2020 年度の公募（2021 年 7 月赴任）以降、有期雇用契約を締結することになりました。

本募集要項の本文中においては、企画調査員（ボランティア事業）の英文名称である “Volunteer Coordinator : VC” という略称で表記します。また、これまでの、青年海外協力隊、シニア海外ボランティア、日系社会青年ボランティア、日系社会シニア・ボランティアの総称「JICA ボランティア」は、「JICA 海外協力隊」に変更になりました。

皆様からのご応募を心よりお待ちしております。

以上

注意事項

応募書類に不備がある場合は、
受付が出来ません。

本募集要項を熟読し、
間違い・不備の無いよう
ご注意ください。

- 目次 -

募集案内

1	募集期間	2
2	募集人数	2
3	契約期間	2
4	赴任予定国	2
5	業務格付	4
6	応募資格	5
7	応募方法	5
8	選考・日程等	10
9	健康診断	10
10	雇用契約の締結	10
11	赴任前研修	10
12	待遇等	11
13	個人情報の取り扱いについて	11
14	問い合わせ先	11
15	その他	11

応募のためのガイド

I	V Cの役割	12
II	応募	14
III	選考	14
IV	赴任前研修	16
V	赴任	17
VI	待遇等	17
VII	Q & A	21

募集案内

1 募集期間：2025年1月9日(木)～2025年1月24日(金)正午(日本時間)

2 募集人数：31名(2024年12月現在)

3 契約期間：以下の期間のいずれか

- ・2025年 7月1日より2年間
- ・2025年 9月1日より2年間
- ・2025年 10月1日より2年間
- ・2025年 11月1日より2年間
- ・2026年 1月1日より2年間
- ・2026年 2月1日より2年間

※ 雇用契約開始後に、主に日本国内でVC赴任前研修を受講(2週間程度)いただくため、原則として在外拠点への実際の赴任期間は2年未満となります。

※ VC赴任前研修を受講後、原則速やかに赴任いただきます(研修中に赴任となる場合もあります)。

※ 契約期間の延長はできません。

※ 現地の治安悪化等の事情により、契約期間が2年間に満たなくなる場合があります。

※ 諸般の事情により契約開始時期が変更になることがあります。

4 赴任予定国：2024年12月現在の赴任予定国および募集人数は下記のとおりです。

各国に所在するJICA在外事務所等にて業務を実施していただきます。

*を付した派遣国の在外拠点は支所であり、支所長不在時の支所運営・管理に関する業務が含まれます。

また、支所は拠点規模が事務所に比して小さいため、通常、総務・経理等、ボランティア事業以外の業務の割合が高い傾向にあります。

なお、契約期間を通じて勤務場所の変更は原則想定されません。

2025年7月配置予定

地域	派遣国名	募集人数	業務格付	言語
中南米	ジャマイカ*	1	B号	英語
アフリカ	ガボン*	1	B号	フランス語

2

2025年9月配置予定

地域	派遣国名	募集人数	業務格付	言語
中南米	ペルー	1	B号	スペイン語
中南米	セントルシア*	1	C号	英語
中南米	ベリーズ*	1	B号	英語
アフリカ	モザンビーク	1	C号	ポルトガル語

4

2

2025年10月配置予定

地域	派遣国名	募集人数	業務格付	言語
中南米	コロンビア*	1	B号	スペイン語
中南米	エクアドル	1	B号	スペイン語

2

2025年11月配置予定

地域	派遣国名	募集人数	業務格付	言語
アジア・大洋州	フィリピン	1	B号	英語
アジア・大洋州	インド	1	B号	英語
アフリカ・中東	ウガンダ	1	B号	英語
アフリカ・中東	ジンバブエ*	1	B号	英語

4

2026年1月配置予定

地域	派遣国名	募集人数	業務格付	言語
アジア・大洋州	インドネシア	1	C号	英語
アジア・大洋州	マレーシア	1	B号	英語
アジア・大洋州	ウズベキスタン	1	B号	英語
中南米	コスタリカ*	1	C号	スペイン語
アフリカ・中東	ケニア	1	B号	英語
アフリカ・中東	ザンビア	1	B号	英語
アフリカ・中東	ジンバブエ*	1	C号	英語
アフリカ・中東	カメルーン	1	B号	フランス語
アフリカ・中東	ルワンダ	1	C号	英語

9

2026年2月配置予定

地域	派遣国名	募集人数	業務格付	言語
アジア・大洋州	フィリピン	1	C号	英語
アジア・大洋州	インド	1	C号	英語
アジア・大洋州	キルギス	1	B号	英語
アジア・大洋州	スリランカ	1	B号	英語
中南米	パナマ	1	B号	スペイン語
中南米	アルゼンチン*	1	B号	スペイン語
中南米	ペルー	1	B号	スペイン語
アフリカ・中東	ナミビア*	1	B号	英語
アフリカ・中東	ベナン*	1	B号	フランス語

9

3

- ※ 諸般の事情により、各ポストが取り下げまたは追加となることがあります。
- ※ 赴任国によっては、配置される都市が首都以外の場合もあります。
- ※ 赴任国によっては、査証発給制限等により契約期間が2年未満になる場合があります。
- ※ ポスト内定後に赴任予定国における治安状況または情勢の変化によりボランティア事業の実施が困難になった場合、赴任予定国の変更または、内定取消となることがあります。

5 業務格付 :

VCは各ポストの業務内容や難易度に合せて業務格付が設定されます。各ポストの業務内容や格付については、VCとJICAの間で個別に締結する雇用契約で規定しますが、業務格付ごとに概ね以下のような職務内容や役割が想定・期待されていますので、参考にしてください。また、赴任国に応じて業務内容および各種手当等が異なります。

A号	B号に定める業務に加え、広域で複数国を担当することや、在外拠点の運営管理等、高度な専門知識や経験を必要とする業務に関すること。支所の場合、支所長不在時の支所運営・管理および事業実施支援に関すること
B号	<p>次の業務を独立で行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ボランティア事業に係る業務の取り纏めに関すること ② ボランティア事業に係る計画策定、評価、及び予算計画作成・執行管理に関すること ③ ボランティア事業に係る新規要請開拓、受入要望調査、及び派遣要請のとりまとめに関すること ④ ボランティア事業と他事業（技術協力・資金協力等）との連携推進に関すること ⑤ 隊員の受入準備、現地訓練・研修、赴任、帰任に関すること ⑥ 隊員の安全管理、健康管理、緊急時対応に関すること ⑦ 隊員の各種活動支援、相談・助言・カウンセリング、福利厚生等に関すること ⑧ ボランティア事業に係る相手国機関、在外公館、国際機関等、業務遂行に必要な関連機関との連絡調整に関すること ⑨ ボランティア事業に係る甲の各事業部、NPO/NGO・本邦地方自治体、大学等各種団体との連絡調整及び調査団アテンド等の便宜供与に関すること ⑩ ボランティア事業の広報、参加促進、帰国隊員の社会還元促進に関すること ⑪ ボランティア事業に係る経理、調達、庶務等に関すること ⑫ ボランティア事業に係る情報収集・分析及び管理に関すること ⑬ ボランティア事業改善のための提言（青年海外協力隊事務局への報告を含む）に関すること ⑭ 同僚企画調査員（ボランティア事業）への助言・支援に関すること ⑮ 同僚ナショナルスタッフとのチームビルディングと協働、育成および指導に関すること ⑯ 前各号に掲げるもののほか、甲の事業遂行上必要な業務で甲が命じるもの（在外拠点長の指示により、ボランティア事業のみならず、他の業務〔技術協力事業、有償・無償資金協力事業、拠点全体の総務・経理・調達・広報・安全管理業務等〕を一部に含むことがある。また、支所の場合、支所長不在時の支所運営・管理および事業実施支援に関することを含む）
C号	<p>必要に応じ同僚企画調査員等のサポートを得て、以下の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① B号に定める業務④～⑬の業務 ② B号に定める業務①、②、③、⑮、⑯の業務の一部

※契約期間を通じて格付変更及び業務内容の変更は原則想定されません。

6 応募資格 :

(1) 語 学 「4 赴任予定国」の表に記載されている言語で業務遂行可能な方。

※上記以外の言語能力を併せて有する方は、選考の際に赴任国検討の際の参考情報として扱いますので、専門家履歴書の「語学力」欄に必ず記入してください。

※応募時に機構が求める語学基準に達しない方は、書類選考不合格となる場合があります。

(2) 専門分野 特に問いません。

(3) その他

- ア. 海外生活経験があること（開発途上国経験であることが望ましい。また、1年未満の滞在は資格を満たすものとは認めない）。
- イ. 企業・法人等において1年以上の職務経験があること。
- ウ. 普通自動車運転免許を保有していることが望ましい（赴任国によっては通勤時等に車の運転が必須となる場合がある。また、海外の運転免許の場合は国際免許への書き換えが可能であること）。
- エ. 海外で生活できる健康状態にあること。

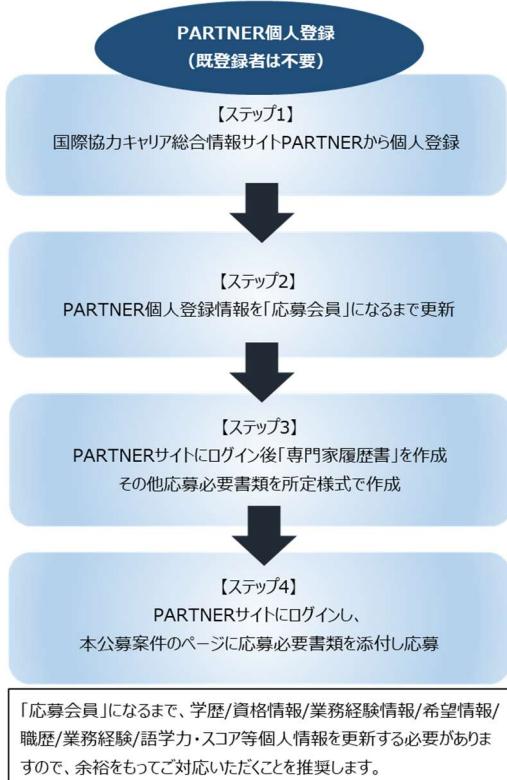
7 応募方法 :

企画調査員（ボランティア事業）の募集については、応募時必要書類を、PARTNERのマイページ上から提出いただきます。Web 応募のみの受付になりますので、ご留意ください。

(1) 応募までの流れ

応募にあたっては、国際協力キャリア総合情報サイト「PARTNER」から国際協力人材登録を行うことが必須となります。応募までのフローは以下の図を参照下さい。

＜応募までのフロー＞



※ 既登録者は新規登録不要です。個人登録ログイン後、登録情報や専門家履歴書をご自身で修正可能です。

「PARTNER」 URL : <http://partner.jica.go.jp/>

「PARTNER」よくある質問 : <https://partner.jica.go.jp/Contents/StaticContents?htmlName=faq>

<各ステップでの留意点>

【ステップ①】

国際協力人材登録にあたっての注意事項は以下のとおりです（必ずお読みください）。

- 注1) 入力フォーム内「プロフィールの公開」欄で「希望する」を選択のうえ、JICA を公開対象としてください。これは、応募された方の履歴書情報データを移行して当機構で応募者リストを作成するために必要な措置ですのでご了承ください（JICA 外部に公開するものではありません）。

プロフィール公開・希望情報

プロフィール公開

「希望する」を選択すると^①の項目が登録団体に公開されます。（氏名・住所・メールアドレス等、個人を特定する情報は公開されません）
登録団体からのオファーメール受取りを希望される場合は「希望する」を選択してください。

プロフィール公開イメージ

<input checked="" type="radio"/> 希望する	<input type="radio"/> 希望しない
---------------------------------------	-----------------------------

◎ プロフィール公開対象

「希望する」を選択した場合のみ、下段で公開対象を選択してください（複数選択可）。

全て選択

<input type="checkbox"/> 国際機関	<input type="checkbox"/> 政府機関	<input type="checkbox"/> 地方自治体
<input type="checkbox"/> 大学・学校法人	<input type="checkbox"/> 公益法人	<input type="checkbox"/> NPO法人
<input type="checkbox"/> 開発コンサルティング企業	<input type="checkbox"/> 民間企業	<input type="checkbox"/> 国際協力実施団体（法人格有）
<input type="checkbox"/> 国際協力実施団体（法人格無）	<input checked="" type="checkbox"/> JICA	

- 注2) 連絡先…電話番号は、平日の昼間に連絡のつきやすい番号（携帯電話番号等）をご記入ください。
- 注3) 現住所…各種書類の送付先となりますので、正確にご記入ください。現在居住している住所と書類送付先が異なる場合、もしくは変更予定がある場合は、住所記入欄に変更時期および変更後住所（判明している場合のみ）もご記入ください。
- 注4) JICA 事業経験…VC、青年海外協力隊、海外協力隊、シニア海外協力隊、日系社会（青年およびシニア）海外協力隊、期限付職員、専門嘱託、国内協力員、JICA 専門家、企画調査員、業務調整員、経理支援要員、在外専門調整員、調査団等、JICA での勤務、もしくは JICA から派遣された経験のある方は、職歴・海外経験に JICA 案件である旨必ず明記してください。（例：JICA VC / JICA〇〇プロジェクト専門家として A 国に派遣、等、必ず「JICA」と表記してください）

<国際協力人材登録に関する問い合わせ先>

独立行政法人国際協力機構（JICA） PARTNER 事務局

E-mail : partner@jica.go.jp

【ステップ②】

必要な情報をすべて入力することで応募に必要な「専門家履歴書」の作成が可能になります。
入力事項が多いので、時間に余裕をもってご対応ください。

【ステップ③】

各自 PARTNER のマイページにログイン後「履歴書作成」をクリックし、専門家履歴書を選択し、「作成する」ボタンをクリックします（専門家履歴書は、JICA の公募案件などへの応募に使用するため JICA が作成し提供している様式です）。

履歴書は3種類ございます。
各履歴書の作成画面で変更された情報は、該当の履歴書のみに反映されます。
個人マイページ「登録内容の更新」、および他の履歴書には反映できませんのでご注意ください。

学歴、郵便番号、携帯番号等を変更し、専門家履歴書に反映したい場合
①個人マイページ「登録内容の更新」から学歴を変更して、更新。
②専門家履歴書の作成画面に移り、「最新値取得」を押すと反映完了。

登録内容の更新 ↑

● 専門家履歴書

※1

一般履歴書

※2

研修用・キャリア相談用履歴書

※3

作成する →

履歴書作成画面において必要事項を入力し、専門家履歴書作成完了ページにて、ダウンロードボタンをクリックすると、履歴書が PDF 形式でダウンロードされます。内容を確認の上、PDF ファイルを保存してください。

その他、応募必要書類の作成方法については、7 ページの（3）応募時提出書類を参照してください。

【ステップ④】

応募必要書類の提出を PARTNER のマイページにて行います。

提出方法の詳細は、9 ページの（4）提出方法を参照してください。

（2）応募締切日時：2025年1月24日（金）正午（日本時間）

※ 締切間際で応募された場合、システムエラーや接続不良によって締切時間を過ぎてしまうことが想定されます。締切時間を持った応募は受理いたしかねますので、時間に余裕をもってご応募いただきますようお願い申し上げます。

（3）応募時提出書類（a～e）について：

a) 専門家履歴書 ※「PDF」ファイルで提出、押印不要

国際協力人材登録後、各自 PARTNER にログインし、専門家履歴書作成画面より作成ください。専門家履歴書は PARTNER 上で作成したもののみ有効となります。他の様式は不可となりますのでご注意ください。

ファイルのタイトルは、次の例にならって履歴書、応募者氏名、応募書類提出日の順にご記載ください（例：履歴書（国際太郎）20240624.pdf）。履歴書作成にあたり、入力手順に不明点がある場合は、PARTNER を運営している PARTNER 事務局（partner@jica.go.jp）までお問い合わせ下さい。

※ 職歴は、日本、海外を分けず記入した上で、次に「海外経験欄」もご記入ください。

b) 写真 ※履歴書に貼付／Word ファイルで提出

マイページ内メニュー「登録内容の更新」の「履歴書への写真登録機能」を使用し、写真をアップロードのうえ、専門家履歴書を作成してください。写真をアップロードする前に、下記の規定内に画像をご調整いただく必要があります。編集ソフトを使用するなど、予めご準備ください。

- ・データ形式：JPG、GIF、PNG ファイル。
- ・データサイズ：5MB 以内。縦 600px(ピクセル) × 横 450px(ピクセル)（固定）。

写真のアップロードが難しい場合には、履歴書用の写真を JICA ホームページにある所定の写真貼付台紙（「Word」ファイル）に添付してご提出ください。写真は 6 ヶ月以内の撮影で、前向き、上半身、脱帽のものとします（デジタルカメラ等で撮影したものでも可）。

写真貼付台紙で提出する場合、ファイルのタイトルは、次の例にならって写真、応募者氏名、応募書類提出日の順にご記載ください（例：写真（国際太郎）20250110.doc）。サイズオーバーにご注意ください（ファイルの推奨サイズ 200KB 程度）。

※ 写真是本人確認のためのものです。面接当日と大幅に様相の異なるものが貼付されていた場合は、別途本人確認を求める場合がありますのでご留意ください。

c) 応募者調書・論文 ※「Excel」ファイルで提出

JICA ホームページにある所定の応募者調書・論文（「Excel」ファイル）を作成し、ご提出ください。

ファイルのタイトルは、次の例にならって応募者調書・論文、応募者氏名、応募書類提出日の順に記載ください（例：応募者調書・論文（国際太郎）20250110.xlsx）。

d) 公的語学資格証明書（写） ※「PDF」ファイルで提出

公的語学資格いすれかの証明書を「PDF」ファイルにして提出してください。取得時期の制限はありません。

ファイルのタイトルは、次の例にならって公的語学資格証明書、応募者氏名、応募書類提出日の順にご記載ください（例：公的語学資格証明書（国際太郎）20250110.pdf）。

※ 第二受験言語についても同様に公的語学資格証明書（写）の提出が必要です。

※ 提出する公的語学資格証明書（写）が複数ある場合、ひとつの PDF にまとめてください。

※ インターネット上の判定結果ハードコピー、書き換え可能なデータでのご提出はお受けできません。
(証明書の写しを正式な書類とします。)

e) 海外居住状況確認書 ※「Word」ファイルで提出、押印不要

受験者が海外居住者か否かを判断する資料となります。過去 15 年以内に海外居住経験のない人も含め、JICA ホームページにある所定の海外居住状況確認書（「Word」ファイル）を作成し、全員必ず提出してください。海外に居住する方（機構の専門家、JICA 海外協力隊等として海外に在住している場合を含む）が VC に応募する場合には、日本に居住する方が赴任する際の待遇と異なる制度が適用されることがあります。

ファイルのタイトルは、次の例にならって海外居住状況確認書、応募者氏名、応募書類提出日の順に記載してください（例：海外居住状況確認書（国際太郎）20250110.doc）。

【求められる語学レベル】

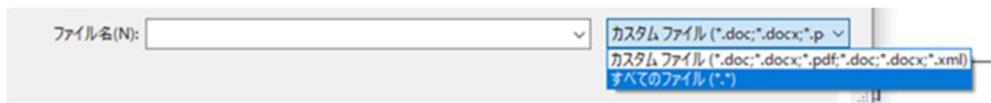
英語	仏語	西語
TOEIC730 点以上 TOEIC S&W 290 点以上 TOEFL550 点 (CBT213 点、iBT79 点) 以上 英検準 1 級 国連英検 B 級 IELTS 6.0 以上 ケンブリッジ英検 FCE † ビジネス英検 (BEST) グレード B † JICA 英語検定 2 級 † JICA 定期テスト (H24 上期以前) 200 点以上 † JICA 定期テスト (TOEIC IP) 730 点以上 *GTEC (4 技能 600 点、2 技能 305 点) 以上 *CASEC (自宅受験型) 700 点以上	仮検準 1 級 DELF 第 2 段階 (DELF B2) 仮語能力認定試験 (TEF) 541 点以上 仮文部省認定仮語能力テスト (TCF) 400 点以上 † JICA 仮語検定 2 級 † JICA 定期テスト 200 点以上 † 協力隊シニア語学資格 A 級	西検 2 級 DELE 中級 (B2) (2009 年度以前の資格保持者) DELE 中上級 (B2) (2010 年度以降の資格保持者) SIELE B2 通訳案内業 (案内士) 試験合格 † JICA 西語検定 2 級 † JICA 定期テスト 200 点以上 † 協力隊シニア語学資格 A 級
ポルトガル語	† 現在実施されていない資格試験	
ブラジル教育省外国人のための ポルトガル語検定試験 国際ポルトガル語検定試験 通訳案内業 (案内士) 試験合格	*GTEC・CASEC は目安。他の語学証明書を手元に用意不可能な場合のみ、応募書類として添付可能とするが、事務局が求める期日までに他の語学証明書の提出必須とする。	

(4) 提出方法

募集期間中に上記 (3) 応募時提出書類 (a~e) を PARTNER のマイページ上で提出してください。

提出方法の手順の詳細は次の通りです。

- ① PARTNER にログインした状態で、本公募案件を選び、詳細画面を開いてください。
 - ② 詳細画面最上部の注意事項をよく確認し、全ての項目にチェックし、「この案件に応募する」ボタンをクリックしてください。
 - ③ 表示される内容を確認の上、「応募書類添付画面へ」をクリックすると応募画面が開きます。この画面で全ての応募必要書類を添付してください。添付後、画面下部にあるチェックボックスをチェックの上、「応募」ボタンをクリックしてください。
- ※ Excel ファイルが添付できない場合、書類添付時のファイル形式の選択が「カスタムファイル」と設定されている可能性があります。その場合、PDF や Word(doc) ファイルのみが選択され、Excel ファイルが選択できませんので、Excel ファイルが選択できるように「すべてのファイル」を選択してください。



(5) その他注意事項

当機構よりメールにて問合せをする場合があります。募集期間中はこまめに受信ボックスの確認を行なってください。また、迷惑メールフィルターの設定によりメールが届かない場合がありますので、ご留意ください。

8 選考・日程等 :

(1) 第一次選考（書類選考）合否結果 2025年2月27日（木）頃にメールにて通知します。

（選考結果に関するお問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。）

注) 合否結果通知予定日に通知メールが届かない場合は2025年2月28日（金）9:30～17:00（日本時間）のうちに下記14の問い合わせ先メールのみ受付けます。指定時間外のお問合せ、電話等メール以外でのお問合せは一切お受けできません。

※ ご使用のメールソフトのフィルター設定によりメールが届かない場合がありますので、必ず確認の上お問合せ下さい。

（通知メール不達以外の選考結果に関する個別のお問い合わせには応じませんのでご了承ください。）

（2）第二次選考

<選考科目>

① 適性検査 実施日、実施方法については、後日第一次選考合格者にご案内します。

② 面接 2025年3月中旬～下旬にオンラインにて実施する予定です。

実施日等の詳細については、後日第一次選考合格者にご案内します。

ご本人都合による面接日時の変更は受付いたしかねます。

<オンライン面接実施に係る注意事項>

1. 指定された日に受験可能であること。

※JICA関係業務従事者は現在赴任中の制度で規定された枠内の休暇を利用して受験していただきます。

2. オンライン面接を実施するにあたり、回線等の不具合による影響を受けることがなく受験を進めることができるように場所を確保すること。

※回線の問題等で、音声や映像が途切れるなど面接の継続が困難と判断される場合は面接を中止させていただく場合がございますのでご留意ください。

3. オンライン面接を実施するために生じる費用は全て個人負担となります。

（3）第二次選考合否結果 2025年4月下旬を目途にメールにて通知します。

（選考結果に関する個別のお問い合わせには応じませんのでご了承ください。）

9 健康診断 :

第二次選考合格者には健康に関する質問票をご提出いただき、顧問医による健康判定を実施します。また、採用内定後に雇入れ兼赴任前健診を受診いただきます。

10 雇用契約の締結 :

健康に関する質問票による健康判定の後、総合判断の結果「採用内定」となりましたら、JICAと有期雇用契約を締結していただきます。手続きについては人事部労務課からご連絡致します。

11 赴任前研修 :

第二次選考合格及び健康判定にて問題の無かった方については、契約開始後、赴任前2週間程度の赴任前研修を実施し、各国へ赴任となります。

12 待遇等： 「応募のためのガイドVI(待遇等)、VII(Q&A)」をご覧ください。

13 個人情報の取扱いについて：

応募で提供いただいた個人情報は、VCとしての選考・研修・赴任に関わる手続きに利用します。

14 問い合わせ先：独立行政法人国際協力機構(JICA) 青年海外協力隊事務局
事業推進・調整課 企画調査員（ボランティア事業）募集・選考担当

E-mail : jicajva-vcc@jica.go.jp

15 その他：

(1) 募集・選考、赴任前研修及び赴任時期等のスケジュールは、概ね以下の通りとなっています。ただし、諸般の事情により変更することがありますので、事前にご確認ください。

【募集・選考】

	第1回	第2回
募集期間	6月下旬より約1ヶ月間	12月下旬（今回ののみ1月上旬）より約1ヶ月間
一次選考	8月中旬合否発表	2月下旬合否発表
二次選考	9月中旬～下旬	3月中旬～下旬
最終合否発表	11月上旬	4月下旬～5月上旬

【赴任前研修・赴任予定期】

	各赴任月
採用予定日	各赴任月1日
赴任前研修	各赴任月上旬～中旬
赴任予定期	各赴任月中旬以降

(2) 今後JICA海外協力隊の派遣制度等において変更が生じる可能性があります。

(3) 留意事項

赴任国によってはワクチン接種を渡航条件とする場合があります。[外務省 海外安全ホームページ](#)より、赴任国の状況を事前にご確認の上、スケジュールに余裕を持ったご対応をよろしくお願ひします。

関連資料 URL :

JICA 安全対策措置情報

<https://www.jica.go.jp/about/safety/rule.html>

以上

応募のためのガイド

I VC の役割

1 独立行政法人国際協力機構とは

独立行政法人国際協力機構（JICA）は、技術協力、有償資金協力（円借款）、無償資金協力という日本の政府開発援助（ODA）の3つの援助手法を一元的に取り扱うことで、大規模な社会基盤整備のための支援から、コミュニティに直接届く草の根レベルの協力まで、様々な方策を効果的に組み合わせて、開発途上国の経済・社会の開発、復興、そして安定に寄与し、「人間の安全保障」の実現を図るため、より的確でスピーディな協力を進めています。

JICAの主要な業務の一つである技術協力は、「人」を介して「人」に支援を届ける事業ですが、技術の移転にとどまらず、技術協力に伴う交流により相互理解を生み出す原動力となっています。青年海外協力隊、シニア海外協力隊、日系社会青年海外協力隊、日系社会シニア海外協力隊、総称して「JICA海外協力隊」の派遣は、その中でも、日本国民の国際協力を行いたいという発意を支援しながら、開発途上国の経済及び社会の発展・復興に寄与する、という特徴を持っています。

2 JICAボランティア事業とは

1965年に「青年海外協力隊」として派遣を開始したJICA海外協力隊は、2024年4月末現在、69カ国で1,395名が活動中であり、累計派遣者数は48,084名（93カ国）、1990年度から「シニア協力専門家」として派遣を開始したシニア海外協力隊は、現在35カ国に91名が派遣されており、累計派遣数は6,712名（79カ国）、1985年度から「海外開発青年」として派遣を開始した日系社会青年海外協力隊は、現在5カ国に78名が派遣されており、累計派遣数は1,645名（9カ国）、1990年度から「移住シニア専門家」として派遣を開始した日系社会シニア海外協力隊は、現在3カ国に4名が派遣されており、累計派遣数は555名（10カ国）となっています。

青年海外協力隊事務局では、自発的に開発途上国への貢献をしようとする国民の皆様一人ひとりを主役として、その活動を促進し、助長するという考え方で取り組んでいます。

3 VCの業務

JICA海外協力隊の活動を支援し、ボランティア事業を現場で支えることがVCの業務です。主な業務内容としては、JICA海外協力隊派遣に関する相手国のニーズを確認の上、どのような隊員を派遣したらよいのかを調査・検討し、相手国関係者との折衝、隊員の安全対策、隊員の助言者・メンターとしての役割、国際機関・NGO等他機関との連携、JICA本部との調整とこれらに付帯する経理・事務処理等、隊員活動支援に関するすべての業務で、非常に多岐にわたります。

また、JICA海外協力隊の派遣にあたっては、相手国のニーズを把握するだけでなく、JICA在外事務所等の職員等と協力してその国の開発課題を分析し、JICAの他の事業とボランティア事業の連携も検討し、JICA海外協力隊の事業計画の立案に貢献することも求められます。さらに、JICA海外協力隊員の安全と健康に留意した活動や生活を行うための調査や支援を行い、渡航再開や拡大を進めていくことも求められます。

したがってJICAはVCを「国際協力の表舞台」に立つJICA海外協力隊を陰で支える「ボランティア事業の窗口」であると考えています。

JICAはODAの3つのスキームを一元的に実施する総合的な援助実施機関であり、ボランティア事業も他の事業やスキームとの連携を重視しています。このため、ボランティア事業だけでなく、「他の業務」（ボランティア事業以外の技術協力業務、有償・無償資金協力業務、経理、調達業務などの一部）を担当していただく

こともあります。

4 VCに求められる能力と資質

赴任国、JICA 在外拠点の体制などによって異なりますが、共通して求められる能力と資質は以下のとおりです。

ア. コミュニケーション能力

VC の業務は JICA 海外協力隊自身の活動を支援することに加え、先方政府機関等関係者との交渉等も求められます。これらの業務を円滑かつ適正に行うために、コミュニケーション能力のうち以下の能力が特に求められます。

① ファシリテーション能力

ボランティア事業には、多くの関係者が存在します。具体的には、先方政府機関、JICA 海外協力隊の受入先、任国在外公館、JICA 事務所/支所、そして隊員本人等が挙げられます。価値観や文化・背景が違う多くの関係者に対し、相手側の立場も理解しつつ関係者の意見を建設的に調整し、JICA 海外協力隊の活動がうまく実施できるよう進める必要があります。

また、困難に直面する隊員の話を良く聞き、自ら解決策を見出していけるように支援するファシリテーター・メンターとしての能力や、「コーチング技術」に類する接し方が求められます。加えて、隊員を時には厳しく指導しなければならない場面も想定されるため、隊員に対し、適切な説明を行うなどの説得力も求められます。

② 語学力・交渉力

開発途上国という環境で円滑に業務を遂行する上で、高い語学力が求められます。在外事務所等の現地職員とのコミュニケーションについても、英語または現地公用語を使用することが多く、先方政府機関との協議でも、高い語学力が必要となります。加えて、JICA 海外協力隊の要請開拓を行う際や隊員が受入先との間で悩みを抱えることとなった際などは、先方政府機関や受入先と正確に情報交換・交渉を行う必要等もあり、交渉力も必要な能力となります。

③ ボランティア事業のプロとしての意識およびバランス感覚

業務は多岐にわたるので、業務の優先度を見極め、効率良く実施していく能力が求められます。多忙な状況下でも、様々な関係者に対し公平かつ丁寧に対応することが出来る人物でなければなりません。

④ チームプレイヤーとしての協調性

JICA 事務所/支所の中で、事務所長あるいは支所長の指揮命令の下、担当次長や所員、他の企画調査員、現地職員などと適切に協働するための報告・連絡・相談を含めた適切なコミュニケーションに努め、良好な関係を構築し、協調性をもってチームとしての目的達成に貢献する、チームプレイヤーとしての資質が求められます。

イ. 開発に関する情報分析能力・課題解決能力・専門的な知識

JICA 海外協力隊の事業計画策定にあたっては、JICA 海外協力隊一人一人の派遣が効果的に行われるよう留意することはもちろんですが、それだけではなく、相手国における課題・情報を把握した上で、JICA 国別分析ペーパー等に基づき、開発課題を構成する他の JICA スキームとボランティア事業の連携や、日本企業や NGO との民間連携、他ドナーとの連携等、効果的・効率的な事業計画の立案に貢献する能力が求められます。

また、ボランティア事業は国民参加型事業であるため、日本のリソースを念頭において、ボランテ

ィア事業の3つの目的（「開発途上国の経済・社会の発展、復興への寄与」、「異文化社会における相互理解の深化と共生」、「ボランティア経験の社会還元」）各々に成果を出すことができるよう的に確な案件形成を行う必要があります。

したがって、ODAに関する基礎知識は言うまでもなく、JICA全体の事業内容、他ドナーや日本のリソース等についても十分な理解と実践力を持ち合わせている人を求めていきます。

ウ. 健康と自己管理能力・安全管理能力

生活環境が日本と全く異なる現地において、その多くは日本よりも厳しい環境の中で自らを律し、自身の健康管理と安全管理を率先垂範して行わなければなりません。加えて、それらについて隊員に対しても指導が出来る必要があります。

エ. 事務処理能力

業務を正確かつ迅速に行うために基本的な事務処理能力（語学力・文書作成能力、経理処理能力、パソコン操作等）は不可欠です。

II 応募

1 応募に際しての留意事項

合格者には、2週間程の赴任前研修を実施しますが、赴任後早期に業務を開始するためには、ボランティア事業のみならず、JICAの事業概要の理解・実践力があるかどうかが重要です。

VCはボランティア事業を主体的に実施する人材であり、「ボランティア事業のプロ」としての成果が求められます。JICA海外協力隊とは、業務内容や待遇が全く異なりますので、これらを適切にご認識いただいた上でご応募ください。自らの技術を活かして直接JICA海外協力隊活動に従事したいという方は、JICA海外協力隊にご応募ください。

III 選考

1 選考の概要と傾向

全応募者に対して同一の選考を実施します。

（1）第一次選考（書類選考）

① 職歴、論文、応募動機のほか、青年海外協力隊・専門家等JICA事業経験者は活動内容等も併せて総合的に判断します。

② 語学審査（応募時に登録した言語にて受験）

9ページの（3）の【求められる語学レベル】に記載されている資格のいずれかを提出頂き、語学レベルを確認します。なお、資格の取得時期は問いません。【求められる語学レベル】に記載されている基準に著しく達しない場合は不合格となる場合があります。

（2）第二次選考

① 適性検査

基本的な資質および能力等を測る参考として適性検査を実施します。

※検査結果は開示いたしません。

② 面接

VC としての資質の有無を審査するとともに受験者の希望等を確認します。質問事項は、受験者の経歴、提出書類の記載内容等に関するもので各人によって異なることから、自身の考え方を明確にし、それを正確に面接員に伝えるコミュニケーション能力が問われます。

(3) その他

① 健康判定

JICA 海外協力隊の活動地域は、日本と比べ自然環境や生活環境等が厳しく、また、医療事情、衛生状態も悪い開発途上地域です。今までに赴任された VC の中には、赴任先で体調を崩し、病気療養のために一時帰国をしたり、契約期間半ばで早期帰国を余儀なくされたりしたケースもあります。このような事態を回避するためにも、健康に関する質問票による健康判定では、「支障なく 2 年間の VC 業務が行えるかどうか」を基準とし、VC としての健康面での適性を判断します。また、法定の雇入れ兼赴任前健診においても同様の判断が設定されています。

健康上の採用可否判定について

気候・風土が日本とは大きく異なる、医療事情も良好とはいえない開発途上国で国際協力に従事していただくためには、心身の健康が最も重要です。そのため、JICA では、採用後、派遣される方々が健康を害することなく生活し、任務を遂行できる状態であるか健康上の観点から派遣の可否を判定しています。この判定は、単に検査結果・既往症のみでなく、年齢、派遣される国の医療事情や生活環境等も加味して総合的に判定しますので、一般の医療機関による日本国内での通常生活のための健康上の判定とは異なる場合もしばしばあります。自覚症状の有無に関わらず、重大な病気に罹患していないか、派遣中に重篤化する可能性はないか、また治療が必要な場合は、派遣国でも治療継続可能か等も考慮します。過去に健康上派遣不可となった場合の参考例は以下のとおりですが、応募をお考えの方は、常に自分の健康に关心を持ち、心身の健康につとめていただくようにお願いします。

【過去に健康上派遣不可となった場合の参考例】

1. 心筋梗塞、脳卒中、狭心症、不整脈、特発性心筋症の既往がある場合
2. 心疾患や脳血管疾患危険因子である、喫煙、高度の肥満、高尿酸血症、高血圧、糖尿病、脂質異常症等が複数認められる場合
3. 著しくコントロール不良の高血圧、糖尿病、脂質異常症、メタボリックシンドロームを認める場合
4. 抗凝固剤を使用している場合
5. 糖尿病で、インスリン投与している場合、あるいは空腹時血糖や HbA1c が高値の場合
6. 著しい肝機能障害、腎機能障害がある場合
7. 精神科・心療内科疾患の既往がある場合（認知症、アルツハイマー病等を含む）
8. 感覚神経系・骨格系に高度の異常があり、任務遂行に支障がある場合
9. 癌、心不全、呼吸不全、肝硬変などの慢性の重篤な疾患が現在ある場合
10. 一週間毎、一ヶ月毎、三ヶ月毎のように定期的な検査が必要と判断される場合
11. 前立腺特異抗原（PSA）が高値で、経過観察が必要な場合
12. 活動性胃・十二指腸潰瘍や炎症性腸疾患（IBD）を認める場合
13. 特発性血小板減少症等の出血傾向を伴う血液疾患を認める場合
14. 重症睡眠時無呼吸症候群（SAS）を認める場合

② 特殊言語による受験について

受験言語は、英語、スペイン語、フランス語、ポルトガル語で、これら 4 言語を便宜上「主要言語」とします。それ以外の言語（ピジン語、スワヒリ語等）を、「特殊言語」とします。

VC は JICA 海外協力隊の方々と異なり、事務所および支所を拠点とした業務形態となりますので、原則として主要言語による執務が可能です。特殊言語の能力のみでの応募はできません。

2 試験倍率

募集期により対象国が異なるため倍率も毎回異なりますが、下記の語学別実績を参考にしてください。

2021年度第2回募集		2022年度第1回募集		2022年度第2回募集	
言語	倍率（約）	言語	倍率（約）	言語	倍率（約）
英語	7.8	英語	3.3	英語	3.3
スペイン語	3.0	スペイン語	2.9	スペイン語	5.8
フランス語	2.9	フランス語	2.5	フランス語	5.5
ポルトガル語	6.0	ポルトガル語		ポルトガル語	1.0
2023年度第1回募集		2023年度第2回募集		2024年度第1回募集	
言語	倍率（約）	言語	倍率（約）	言語	倍率（約）
英語	6.0	英語	5.2	英語	4.1
スペイン語	3.3	スペイン語	3.4	スペイン語	2.0
フランス語	3.1	フランス語	4.2	フランス語	2.8
ポルトガル語	5.0	ポルトガル語	1.0	ポルトガル語	1.0

3 赴任前研修および赴任時期について

赴任前研修の受講は必須です。赴任時期も個人都合での変更はできませんのでご注意ください。赴任前研修に参加できない、あるいは当機構が指定する赴任時期に出発できない方は、合格通知を送付した後でも合格が取り消されることがあります。

また、赴任可能時期については聞き取りを行いますが、場合によっては聞き取った赴任時期以外を打診させていただく可能性がございます。

4 赴任希望国（地域）がある場合

赴任を特に希望する国（地域）または希望しない国（地域）がある場合は、第二次試験の面接時に希望する内容とその理由を十分に説明してください。

5 合格基準について

適性検査、面接、語学書類審査等で原則としてすべて基準を満たした場合、合格と判定します。また、赴任国については、本人の適性、希望等も含め総合的に勘案し、当機構で決定します。

有資格登録について

選考の結果、合格水準に達しているが他の候補者との競合等の理由により赴任いただけない場合など、当機構が必要と判断した場合は、『有資格者』として1年間登録する旨の通知をすることがあります。この場合、登録期間内（1年間）の定期選考過程の一部を免除します。ただし、この登録は赴任を約束するものではありません。

IV 赴任前研修

1 赴任前研修の概要

赴任前研修期間は約2週間で、在外事務所員向けの事務所員赴任前研修講座とVC業務に特化した講座を受講します。研修期間中は、オンラインライブ講座への参加やオンデマンド講座の視聴のほか、関係者との個別の打合わせ等の実務研修を行います。それぞれの概要は以下のとおりです。

なお、赴任前研修は必ず受講していただきますが、場合によっては研修中に赴任国へ赴任となる場合があります。

(1) 一般研修

全VCが基本業務を習得することを目標に、主に以下について学びます。

- ① ボランティア事業の基本的考え方
- ② ボランティア事業をとりまく状況、JICA事業概要
- ③ 総務・経理
- ④ 健康管理
- ⑤ 安全管理
- ⑥ グループワーク・ディスカッション
- ⑦ 赴任国関連情報の入手、関係者との打合せ、業務の引継ぎなど

(2) セルフディフェンス研修（実技）

赴任前までにご自身で申し込みの上、JICAの安全対策の一環であるセルフディフェンス研修（実技）（[日程](#)、[受講申し込み](#)）を受講していただきます。詳細は第二次選考合格通知にてご案内します。なお、採用予定日から遡り3年以内の受講歴のある方は受講免除とします。

また、採用予定日に海外居住の方は採用日前に申込完了の上、一時帰国時に受講していただきます。

V 赴任

1 赴任期間

契約期間は原則として2年となっていますが、雇用契約開始後にVC赴任前研修を受講（2週間程度）いただくため、実際の赴任期間は2年未満になります。尚、契約期間の延長はできません。

また、健康上の理由等により業務が遂行できない場合は、雇用契約に基づき契約期間の短縮措置を取ることがあります。

任国の治安状況の悪化等による事業の見直し等により、契約期間が2年に満たない場合もあります。

2 就業条件等

独立行政法人国際協力機構との間で有期雇用契約を締結していただきます。

VI 待遇等

VCの待遇は、JICAの規程に基づき、決定されます。赴任国、業務格付、家族の随伴の有無などの条件によって異なりますが、現在の概要は以下のとおりです。

なお、応募時に海外に居住している方の場合はこれに拠らないことがありますので予めご了承ください。

1. 月額基本給：

格付	海外赴任中（円）	本邦勤務中（円）
A号	332,016	415,020
B号	303,200	379,000
C号	281,488	351,860

2024年4月1日付での金額であり改定される可能性があります。

※昇給なし。

※賞与あり（6月及び12月）。なお、支給対象期間の在職月数等により変動します。

2. 諸手当：

- ・海外赴任中：在勤基本手当（赴任国・業務格付による）、住居手当、配偶者手当（該当者のみ）、子女教育手当（該当者のみ）
- ・本邦勤務中（海外赴任前後）：超過勤務手当
※退職手当は支給なし。

3. 勤務時間

- ・海外赴任中：各現地事務所の定めによる
- ・本邦勤務中（海外赴任前後）：9：30～17：45（休憩 12：30～13：15）所定労働時間 7 時間 30 分
※時差出勤、在宅勤務制度あり

4. 休日

- ・海外赴任中：各現地事務所の定めによる
- ・本邦勤務中（海外赴任前後）：土曜、日曜、国民の休日および年末年始

5. 休暇：年次有給休暇、特別有給休暇あり

6. 社会保険：健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入

7. その他

- ・赴帰任に係る旅費
- ・赴任国への扶養親族の随伴及び呼寄せ等
- ・外国旅行及び一時呼寄せ等
- ・正職員への登用：一定の条件を満たす方を正職員へ登用する制度があります。

（参考：<https://www.jica.go.jp/recruit/shokuin/index.html>）

- ・機構スタッフの互助組織である「厚生会」（月額基本給実額の 0.4%相当を会費として徴収）に一律加入
- ・身分措置等

原則、所属先を退職いただいた上で、JICA と新たな雇用契約を締結いただくことを想定していますが、応募時に所属先を有し、所属先に身分を残したまま VC として赴任することを希望される場合には、JICA と所属先との間で合意が成立すれば、JICA への出向として赴任することが可能です。応募時点で所属先がない場合には、その後、契約締結までの期間に新たに所属を有することとなった場合でも、本制度適用の対象とはならず、所属先に身分を残したまま赴任することはできませんのでご了承ください。

出向の場合、給与・諸手当は、所属先（出向元）における給与水準に関わらず、JICA の規定に基づき、各ポストの格付及び赴任国に応じて定められた額を JICA から本人に直接支給することとなります。また、社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険）は、JICA で加入します。JICA から所属先（出向元）に対する協力金等の支払いはありません。

なお、利益相反等を防ぐ観点から、出向中には当該所属先が関与している業務を担当することはできず、また、出向中に従事・関与する業務について、当該所属先が JICA から受注することはできなくなりますので、ご承知おき願います。上記に拘わらず、出向覚書締結時点で JICA から措置を受けている現所属先との間では、出向覚書を締結することはできませんので、その旨もご承知おき頂ければ幸いです。

出向を希望する場合には、上記について所属先の内諾を得たうえでご応募ください。面接合格後に、所属先宛の案内資料を送付します。なお、所属先と JICA の間で合意に至らない場合には出向は成立しませんのでご留意ください。

詳しくは企画調査員（ボランティア事業）選考担当までお問い合わせください。

(E-mail: jica_jva-vcc@jica.go.jp)

参考：在勤基本手当の月額

* いずれも、現時点での金額です。隨時改定がなされる可能性があります。

地域	国名	在勤基本手当額(A号) (円)	在勤基本手当額(B号) (円)	在勤基本手当額(C号) (円)
アジア・大洋州	インドネシア	444,200	417,500	372,900
	マレーシア	433,500	406,500	361,300
	フィリピン	445,800	419,000	374,200
	タイ	470,700	441,300	392,200
	カンボジア	503,700	474,700	426,400
	ラオス	497,100	469,000	422,200
	東ティモール	598,600	568,700	518,900
	ベトナム	426,400	400,700	358,000
	ミャンマー	521,100	493,000	446,200
	モンゴル	504,600	477,500	432,500
	ブータン	529,100	501,500	455,600
	インド	529,100	501,500	455,600
	モルディブ	574,000	542,600	490,300
	ネパール	535,800	509,800	466,500
	スリランカ	487,800	459,800	413,100
	バングラデシュ	597,800	569,000	520,900
	フィジー	470,400	442,000	394,600
	マーシャル	642,700	607,000	547,600
	ミクロネシア	607,400	572,000	512,900
	パプアニューギニア	619,500	588,200	536,200
	ソロモン	612,600	581,800	530,500
	トンガ	582,200	550,200	497,100
	バヌアツ	546,900	513,700	458,400
	サモア	571,300	538,100	482,700
	パラオ	567,000	532,600	475,200
	キルギス	471,300	446,700	405,700
	タジキスタン	546,600	522,300	481,900
	ウズベキスタン	446,000	420,800	378,700
	ジョージア	489,200	461,100	414,300
中南米	ベリーズ	548,500	517,200	465,000
	コスタリカ	551,200	517,800	462,000
	ドミニカ共和国	575,900	544,400	491,900
	エルサルバドル	566,000	535,100	483,700
	グアテマラ	640,800	605,300	546,000
	ホンジュラス	593,100	563,500	514,200
	ジャマイカ	552,000	520,000	466,600
	メキシコ	590,600	554,700	494,900

地域	国名	在勤基本手当額(A号) (円)	在勤基本手当額(B号) (円)	在勤基本手当額(C号) (円)
中 南 米	ニカラグア	581,200	552,400	504,300
	パナマ	502,900	472,500	421,800
	セントルシア	564,600	531,800	477,200
	アルゼンチン	556,900	522,100	464,100
	ボリビア	592,100	563,600	516,100
	ブラジル	525,000	493,200	440,200
	チリ	548,800	514,600	457,400
	コロンビア	532,400	503,700	455,700
	エクアドル	572,800	539,500	484,000
	パラグアイ	478,200	450,800	405,100
ア フ リ カ ・ 中 東 ・ 欧 州	ペルー	557,100	524,800	471,000
	ヨルダン	511,200	481,800	432,600
	エジプト	477,000	450,200	405,500
	モロッコ	490,100	460,400	411,000
	チュニジア	441,000	416,700	376,200
	ボツワナ	511,300	485,000	441,100
	エチオピア	622,700	593,300	544,200
	ガーナ	637,000	605,700	553,500
	ケニア	558,000	528,600	479,700
	マラウイ	631,500	601,500	551,600
	ナミビア	505,800	478,600	433,400
	南アフリカ共和国	476,100	449,300	404,700
	ウガンダ	609,100	578,600	527,600
	タンザニア	572,600	544,300	497,200
	ザンビア	505,600	479,800	436,800
	ジンバブエ	701,100	667,800	612,200
	ベナン	633,000	603,000	552,900
	カメルーン	688,100	654,600	598,700
	ジブチ	714,200	679,100	620,600
	ガボン	729,000	690,900	627,400
	マダガスカル	606,200	577,900	530,600
	モザンビーク	589,700	562,300	516,700
	ルワンダ	579,400	550,700	502,900
	セネガル	682,900	648,700	591,800
	セルビア（バルカン）	496,600	466,600	416,500

VII Q & A

1 Q. 海外勤務経験が全くないのですが、応募資格はありますか？

A. 海外で居を構えて「生活」をしたことがあるというのが最低限の条件です。旅行で一時的に滞在したものは勤務経験とは見做しておりません。

2 Q. JICA 海外協力隊の経験がないのですが、これらの経験の有無は選考に影響するのでしょうか？

A. 応募は4ページの「6 応募資格」を満たしていれば可能です。一方、VCは「ボランティア事業のプロ」であり、JICA 事業やボランティア事業に精通していることが求められます。事業の知識が不十分だと思われる方は、事前勉強を十分にお願いします。なお、過去の実績は下表の実績の通りです。

【参考データ：全合格者数に占める JICA 海外協力隊未経験者の合格者数】

	2019年		2020年	2021年		2022年		2023年		2024年
	第1回	第2回		第1回	第2回	第1回	第2回	第1回	第2回	第1回
合格者 総数	29	27	81	26	26	66	38	32	29	41
未経験者 の合格者	1	1	6	6	5	7	5	3	4	5

3 Q. 現職参加した隊員 OV で、VC に応募しようと考えていますが、何か留意事項はありますか？

A. 当機構は、ボランティア事業に対する賛同・ご理解を賜り現職参加を承認頂いた所属先に対し、帰国した隊員が復職して再び所属先に貢献していくことを望んでおります。また、協力隊進路相談カウンセラーの紹介を受け、採用時に協力隊経験を高く評価頂いた所属先に対しても責任ある態度で応えていくべきと考えております。このため、復職（就職）後間もない自己都合による退職後の協力隊関連事業への参加については、道義上慎重に検討させて頂くこととしており、書類選考で不合格となる場合もあります。

4 Q. VC 経験者ですが、再度受験することを考えています。再受験の際の心構えを教えてください。

A. ボランティア事業を効果的・効率的に実施するためには、「適材を適所に配置すること」を十分に考慮する必要があり、そのためにも経験者であっても十分に能力・適性を審査させていただきます。

再受験にあたっては、自分の実績を振り返り、その経験を踏まえ次はどのような点に力を入れ、どのような点を改善する必要があるかを考えて臨んでいただければと思います。

5 Q. 青年海外協力隊事務局が募集している各種海外協力隊との併願はできますか？

A. 併願はできます。ただし、VC はボランティア事業を主体的に実施する人材であり、自らの技術をもって実際に隊員活動を行う JICA 海外協力隊とは位置付けや業務内容が全く異なります。この違いを認識した上でご応募ください。

6 Q. 現在専門家として赴任しておりますが、今回のVCに応募することができますか？

- A. 応募は可能ですが、雇用契約開始日より前に契約期間が終了し、赴任前研修の全日程に参加していただくことが必須条件となりますので、予め日程等をご確認ください。また、契約期間中ですので、受験の際は、配属先等の了承を得ることも必要となります。
- ※現在の業務が健康管理員の場合も同様です。

7 Q. 応募するにあたり、どういった事を勉強すればよいでしょうか？また、参考資料等はありますか？

- A. VCは、赴任国でのボランティア事業全般を担当する業務を担当していただきます。そのため、赴任国においてボランティア事業をどのように進めていくか、また、JICA海外協力隊の活動をどのように支援していくか、ボランティア事業のみならず、JICA事業全般の中でボランティア事業をどう位置付けていくかといった視点で事前に研究することをお勧めします。
- 具体的にお伝えできる参考資料は、ホームページに掲載しております「関連資料」が主なものになりますが、直接お調べになる場合は、市ヶ谷にありますJICA研究所図書館にJICA事業に関する文献がありますので、そちらをご参照ください。

8 Q. 不合格になりましたが、今後再受験しても合格の可能性はないのでしょうか？

- A. 過去に不合格になった方は、合格者と比べて何らかの点で不足する点があると判断されています。再受験にあたってはその点を募集要項などで再確認していただき、ご自身で分析していただくことが重要と考えています。

9 Q. 現在海外に居住しています。本邦居住者の場合と異なる制度があるとのことですですが、具体的にどのような点が異なるのですか？

- A. 海外居住者制度とは、海外に居住する日本人が当機構の企画調査員等として赴任する場合に適用される待遇制度です。
- 海外居住者制度の対象となる方は、機構の企画調査員等として赴任することが内定した時点で、本邦以外の第三国に居住している方が該当します。現在の居住国と同一国への赴任が決定した場合、旅費や一部の手当の取扱いが異なります。現在の居住国と赴任国が異なる場合には、赴帰任旅費や休暇一時帰国等の旅費の算定に用いる起点・終点が本邦ではないため、旅費支給額等が異なります。
 - 海外居住者であっても、原則として公用旅券の発給、受け取りの必要があるため本人自身が本邦から、または本邦を経由して居住国から赴任する必要があります。
 - なお、内定時に、一時的に海外に滞在（1年以上）していた方については、赴任時の旅費の調整が発生する場合があります。

10 Q. VCを経験していますが、再度赴任前研修を受講しなければならないのでしょうか？

- A. VC赴任前研修は、業務を円滑に遂行するため、赴任前に必要とする知識及び情報を提供し、VCとしての資質と技量、実務能力の向上を図るために行うもので、2週間程かけて研修を行っています。新型コロナウィルス感染症の世界的流行の影響を受けた結果、ボランティア事業の内容やそれを取り巻く環境は特にここ数年で急速に変化しており、VC経験者であっても改めて最新の状況を確認していただく事が必要・重要であると考えています。さらにVCの有期雇用契約化に伴い、JICA組織や事業について包括的に学び、在外拠点の一員として、円滑に事業を実施すること

も求められます。

また、VC に求められる新しい役割として、当該国の開発課題を見渡し、開発プログラムを構成する他のスキーム・案件とボランティア事業の連携等を視野に入れた事業計画の立案や事業評価調査における実務等があります。

ボランティア事業を含む国際協力の現場環境の変化に伴って、VC に求められる役割は日々変化しており、事業を実施する側の人間として、常に最新かつ正確な情報に基づき的確な判断をすることが今後一層強く求められています。したがって、過去に VC を経験している方にも、赴任前研修を受講いただいています。

11 Q. 帰国後の進路はどうなるのでしょうか？

A. VC は期限に定めのある雇用契約であり、帰国後 JICA で就職を斡旋することはありません。これまでの例としては、一般企業に就職される場合と、VC 経験を生かし、JICA を始めとした国際協力関係の仕事（JICA 職員、VC（再赴任）、JICA 派遣専門家、JICA 国内協力員、国際協力団体職員等）に従事する場合とがありますが、いずれの場合も進路を約束できるものではありませんので、応募に当たり、VC 業務が自らの生活設計の中でどのように位置付けられるかという点についても十分に情報収集・検討するようお願いします。



独立行政法人国際協力機構
青年海外協力隊事務局 事業推進・調整課
〒100-0004 東京都千代田区大手町1-4-1 竹橋合同ビル
TEL : 03-5226-9816 FAX : 03-6672-1723